

COLUMN  
No.9

## 児童虐待防止キャンペーンライブ「Child Aid LIVE」

Child Aid LIVE<sup>142</sup>は、子どもたちを虐待から救い、子育てに悩む親のSOSを社会全体で受け止めることのできる環境へと変容させることを目指し、子どもに関わる関係団体とエンターテインメント業界が協働して実行委員会<sup>143</sup>を立ち上げ、内閣府や厚生労働省などの後援を受け、子ども虐待防止に向けた啓発活動を行っている。

このイベントは、毎年11月の児童虐待防止推進月間の時期に合わせ、社会的影響力の大きいアーティストが中心となり、自らが企画したライブ「Child Aid LIVE」を通じて、子ども虐待防止に向けた強いメッセージを社会に発信するものである。地域における子育て支援を充実させ、「子ども虐待のない社会」の実現を目指し、エンターテインメント側から『子ども虐待の防止』へ向けた活動を行っている。

平成24（2012）年に品川ステラボールで行われた第1回Child Aid LIVEにはデーモン閣下や元REBECCAのNOKKO、タップダンサーのHIDEBOHなど活動の趣旨に賛同した一流のアーティストが子ども虐待防止へ向けメッセージを発信した。

平成25（2013）年はさらに規模を拡大し11月20日～23日に赤坂BLITZで開催した。公演中には専門家を招き、虐待の現状、子育てについてなどゲストとの質問形式などを交え理解しやすいトークコーナーも展開した。ダンスイベント・ヴィジュアル系イベント・ロックイベントと、子どもから大人まで幅広い年齢層をターゲットに、デーモン閣下やHIDEBOHをはじめ、イク爺として有名なダイヤモンド☆ユカイやSHOW-YAの寺田恵子など豪華出演陣で計4日間約3,500人を動員するイベントとなった。



専門家による虐待防止・子育てに関するトークコーナー



「CLASSIC ROCK JAM」の様子

## 2 社会的養護の充実（厚生労働省）

### (1) 社会的養護の現状と課題

社会的養護は、保護者のない子どもや被虐待児といった家庭環境上養護を必要とする子ども、生活指

142 <http://childaid.jp/>

143 構成団体：（公財）SBI子ども希望財団、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会、（一財）こども未来財団、認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク、（公財）全国里親会、（公社）全国私立保育園連盟、全国児童自立支援施設協議会、全国児童養護施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国保育協議会、全国母子生活支援施設協議会、NPO法人日本子どもの虐待防止民間ネットワーク、（社福）日本保育協会、認定NPO法人CAPNA

導を必要とする子どもに対し、公的な責任として、施設など<sup>144</sup>で社会的に養護を行う制度であり、約46,000人の子どもが社会的養護の対象となっている。保護が必要な子どもは年々増加しており、ここ十数年で、**児童養護施設**の入所児童数は1.06倍、**乳児院**が1.20倍、**里親等委託児童**は2.55倍に増加している。児童虐待の増加に伴い、児童養護施設に入所している子どものうち半数以上が虐待を受けた子どもとなっているほか、障害のある児童が増加している。このため、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、社会的養護の質・量ともに拡充が必要となっている。

現在、日本の社会的養護は、9割が乳児院や児童養護施設、1割が里親・ファミリーホームとなっている。厚生労働省は、ケア形態の小規模化や里親制度を推進することにより、今後十数年かけて、里親・ファミリーホーム<sup>145</sup>、**グループホーム（地域小規模児童養護施設）**<sup>146</sup>、児童養護施設などの施設（全て**小規模グループケア**<sup>147</sup>）がそれぞれ概ね3分の1ずつという姿に変えていくことを目指している<sup>148</sup>。

## (2) 家庭的養護の推進

児童養護施設などでは、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

厚生労働省は、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、グループホームの設置を進めている。「**児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について**」（「小規模化等の手引き」）<sup>149</sup>により、関係者に対して小規模化の意義や課題の周知を図るとともに、児童養護施設と乳児院に対しては小規模化・地域分散化を進める具体的方策を定めた「**家庭的養護推進計画**」を策定することを、都道府県に対しては「家庭的養護推進計画」を踏まえ平成26（2014）年度末までに「都道府県推進計画」を策定することを、それぞれ求めている。

## (3) 里親委託・里親支援の推進

里親制度<sup>150</sup>は、何らかの事情により家庭での養育が困難になったり受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図るものである。

厚生労働省は、里親委託優先の原則を明示した「**里親委託ガイドライン**」<sup>151</sup>に基づき、里親委託を推進している。里親支援機関事業や、児童養護施設と乳児院への**里親支援専門相談員**の配置（平成25（2013）年10月現在226か所）により、地方公共団体の取組を促している<sup>152</sup>。里親制度を普及させるために毎年10月を**里親月間**とするなど、

### 第2-3-24図 里親制度



（出典）厚生労働省ホームページ  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html)

144 各施設の概要は[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/01.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html)を参照。

145 養育者の住居で養育を行う家庭的養護。

146 児童養護施設の本体施設の支援の下、地域社会の民間住宅を活用して、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養育する施設。

147 本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う。

148 厚生労働省は、平成23（2011）年に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に沿って、家庭的養護の推進や里親委託・里親支援の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護を進めている。

149 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-92.pdf>

150 [http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/02.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/02.html)

151 [http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_genjou\\_11.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_11.pdf)

152 里親委託率を伸ばしている地方公共団体では、児童相談所への専任の里親担当職員の配置や、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

広く里親制度の周知が図られるよう広報啓発活動にも努めている。(第2-3-24図)

## COLUMN No.10

### 里親委託の推進に関する地方公共団体の取組

社会的養護は、原則として家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先する取組を進めており、里親等委託率を大幅に伸ばした地方公共団体も多い。こうした地方公共団体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。ここでは、福岡市と大分県の取組を紹介する。

#### 1 福岡市の取組

福岡市は平成16（2004）年までの里親委託率は全国平均より低かったが、児童養護施設の空きがないことや平成16年12月の日本子どもの虐待防止研究会福岡大会の開催をきっかけに里親を増やす取組を進めてきた。

具体的には、民間の視点を取り入れ、里親に対する暗いイメージを払拭するため、里親普及の事業を「新しい絆プロジェクト」としたり、参加者が感動を共有できる市民フォーラムを開催するなどして、児童相談所などの行政とNPO法人が協働して里親と里親の支援者・理解者の開拓などを行ってきた。

こうした市民参加型の取組により、里親委託児童数は増えたが、増えるとともに、里親委託児童や里親の抱える様々な悩みや課題が多くなった。この対応には里親家庭への支援体制が欠かせないため、児童相談所に里親支援の専従班をつくり、ケース数に応じた相談支援職員の配置など、体制整備も行った。

#### 2 大分県の取組

大分県は、平成12（2000）～13（2001）年当時、児童虐待が増える中で要保護児童も増えていた。児童養護施設などに空きがないことなどから、平成14（2002）年の国による里親制度の改革をきっかけに、「子どもの最善の利益を確保する」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性（①乳幼児期の愛着形成が図られる。②子どもと養育者で1対1の関係が取れる。③健全な家庭モデルを知ることができる。④子どもの生活の連続性を確保できる。）をとりまとめ、委託推進を図った。

具体的には、児童相談所内での里親委託の成功体験の共有による意識改革とともに、児童相談所職員の専門性確保のため、児童相談の経験者を再度配置するなど組織的に里親委託の推進に取り組んだ。また、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17（2005）年度から里親制度説明会を実施し、里親募集とともに市町村職員に対しても継続的なアプローチを行った。このことにより、里親委託に対する市町村の理解と認識が高まった。これらの地道な取組が、里親の登録数の増加と里親委託率の増加につながった。さらに、里親自身の意識を高める取組や児童相談所に里親専任職員を配置するなどの里親支援体制の整備も行った。

里親等委託率の上昇幅が大きい地方公共団体

		増加幅 (16→24比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成24年度末
1	福岡市	24.6%増加	6.9%	31.5%
2	大分県	20.4%増加	7.4%	27.8%
3	静岡県	14.5%増加	10.6%	25.1% (静岡市・浜松市分を含む)
4	新潟県	12.8%増加	26.4%	39.2% (新潟市分を含む)
5	滋賀県	12.8%増加	20.3%	33.1%
6	鳥取県	11.5%増加	10.2%	21.7%
7	福岡県	11.4%増加	4.0%	15.4%
8	佐賀県	11.2%増加	1.2%	12.4%
9	徳島県	11.1%増加	4.7%	15.8%
10	沖縄県	10.9%増加	22.7%	33.6%

#### (4) 年長児の自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果さまざまな困難に突き当たることが多い。このような子どもが他の子どもと公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

厚生労働省は、こうした支援の充実を図るため、以下の取組を実施している。

- ・都道府県が行う**児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）**を推進するため、その費用を負担金で支弁
- ・施設を退所した後の地域生活と自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「**退所児童等アフターケア事業**」
- ・施設などを退所する子どもは親がいないといった事情により身元保証人を得られないため、就職やアパートの賃借に影響を及ぼすことがないように施設長などが身元保証人となる場合の補助を行う「**身元保証人確保対策事業**」

#### (5) 施設機能の充実

厚生労働省は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの**施設運営指針**、**里親及びファミリーホーム養育指針**、第三者評価の基準により、施設運営の質の向上を図っている。

#### (6) 被措置児童等に対する虐待の防止

施設入所や里親委託などの措置がとられた子ども（以下「被措置児童等」という。）への虐待があった場合には、その子どもを保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。不適切な施設運営や事業運営が行われている場合には、施設や事業者を監督する立場から、「児童福祉法」に基づく適切な対応が必要となる。

厚生労働省は、「**被措置児童等虐待対応ガイドライン**」<sup>153</sup>により、被措置児童等への虐待の防止を図っている。このガイドラインでは、都道府県の関係部局の連携体制や通告があった場合の具体的対応のた

153 [http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/04.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html)

めの体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備すること、関係施設の協議会との連携・協議を強化し被措置児童等への周知や子どもの権利についての学習機会の確保を図ることなどが具体的に示されている。

### 3 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

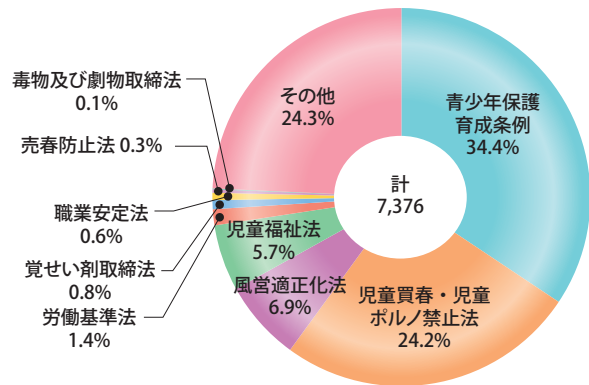
#### (1) 取締り（警察庁，法務省）

「児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平11法52。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）違反や「児童福祉法」違反といった福祉犯は，被害者の心身に有害な影響を及ぼし，その健全な育成を著しく阻害する。

警察は，積極的な取締りと被害者の発見保護に努めている。平成25（2013）年の福祉犯の検挙人員は，7,376人で，前年に比べ246人（3.2%）減少した（第2-3-25図）。このうち，暴力団などの関係者の検挙人員は318人で，福祉犯における検挙人員の4.3%を占めている（第2-3-26表）。

検察は，積極的に関係法令を適用し，厳正な科刑の実現に努めている。

第2-3-25図 福祉犯の検挙人員（法令別 平成25年）



（出典）警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況等」

第2-3-26表 福祉犯の検挙人員と暴力団の関与（平成25年）

	計	児童福祉法	売春防止法	職業安定法	労働基準法	風営適正化法	毒物及び劇物取締法	覚せい剤取締法	青少年保護育成条例	児童買春・児童ポルノ禁止法	その他
福祉犯の検挙人員数 (A) (人)	7,376	418	22	46	101	510	5	57	2,534	1,847	1,790
暴力団等関係者 (B) (人)	318	103	7	7	11	68	1	30	49	28	14
関与率 (B/A) (%)	4.3	24.6	31.8	15.2	10.9	13.3	20.0	52.6	1.9	1.5	0.8
暴力団等関係者の構成比 (%)	100.0	32.4	2.2	2.2	3.5	21.4	0.3	9.4	15.4	8.8	4.4

（出典）警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況等」

#### (2) 児童買春・児童ポルノ問題（内閣府，警察庁，総務省，経済産業省）

児童買春や児童ポルノは，子どもの性的な搾取・虐待であり，子どもの権利を踏みにじる断じて許しがたいものである。児童ポルノがいったんインターネット上に流出すれば，その回収は事実上不可能であり，被害を受けた子どもの苦しみは将来にわたって続くことになる。

政府では，児童ポルノの蔓延・氾濫を食い止め，排除を進めていくため，平成25（2013）年5月に「第二次児童ポルノ排除総合対策」を策定し，関係府省が連携して，児童ポルノ排除対策を推進している<sup>154</sup>。（第2-3-27図）

154 <http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/index.html>